



## どみ

- 闘☞市役所廃棄物対策課 ☎22-0666 (上田クリーンセンター内)
- ◆各地域自治センター ☞丸子 市民サービス課 ☎42-1054/☞真田 市民サービス課 ☎72-0154
  ☞武石 市民サービス課 ☎85-2312

#### ■ごみの出し方

下表は、主なごみの出し方をまとめたものです。詳しくは、パンフレット「ごみの出し方」、「ごみの分別帳」、「資源物回収年間カレンダー」をご確認ください。

ごみの種類	ごみを出す場所	ごみの出し方
燃やせるごみ <b>愛</b> マーク付きプラスチックごみ 燃やせないごみ	ごみ集積所	指定のごみ袋で出してください。 指定袋は市内の小売店で販売しています。
燃やせる粗大ごみ	上田クリーンセンター 丸子クリーンセンター	上田地域・真田地域にお住まいの方は上田クリーンセンターへ 丸子地域・武石地域にお住まいの方は丸子クリーンセンターへ 持ち込んでください。 ごみの大きさ、量により受け入れできない場合があります。 ごみ集積所には出せません。
燃やせない粗大ごみ	廃棄物処理業者	廃棄物処理業者に依頼してください。 ごみ集積所には出せません。
びん、缶、ペットボトル、紙類、 布類、有害ごみ、危険ごみ	資源物回収所	それぞれの出し方に従って出してください。各自治会等で資源物回収を行っています。 都合により自治会等の資源物回収に出せない場合は、ウィークエンドリサイクルをご利用ください。ウィークエンドリサイクルは、毎月第1〜第4土曜日にスーパー等の駐車場で行っています。 日程や会場等詳しくは、資源物回収年間カレンダーをご覧ください。

#### ■燃やせるごみ(青字の指定袋)

燃やせるごみとして出すことができるのは、紙くず、生ごみ、本革類、布類、わりばしなどです。ただし、ティッシュや菓子などの紙箱、トイレットペーパーの芯、はがき、封筒、カレンダーなどは雑がみとして資源物回収所またはウィークエンドリサイクルに出してください。また、生ごみは庭や畑に埋めたり堆肥化するなどにより、ごみの減量・再資源化にご協力をお願いします。

#### ■ 「倒マーク付きプラスチックごみ(緑字の指定袋)

プラマーク付きプラスチックごみとして出すことができるのは、**愛**マークの表示がある食品トレーやカップ麺の容器、発泡スチロール、菓子等の袋などの容器包装プラスチック類です。必ず中身を使い切り、汚れを取り除いた状態で、直接指定袋に入れるようにしてください。

#### ■燃やせないごみ(赤字の指定袋)

燃やせないごみとして出すことができるのは、金物類、合成皮革・ゴム・プラスチック製品、ガラス・陶磁器類、小型家電などです。スプレー缶やライターなどの「危険ごみ」、及び電池やリチウム電池などの「有害ごみ」は、火災事故防止のため、燃やせないごみには絶対に入れないでください。「危険ごみ」及び「有害ごみ」は資源物回収所かウィークエンドリサイクルに出してください。

#### ■資源物、危険・有害ごみ

市では、各自治会及びウィークエンドリサイクルで資源物、危険・有害ごみの回収を行っております。再生利用可能な資源物をきちんとリサイクルすることは、環境の保全につながります。

#### 広告



片付けの乱 援軍呼ぶなら



いざ! 出陣!!

おかげさまで創業130周年小柳産業株式会社

不用品の片付けから、建物解体 土地売買まで一括して承ります。





\*\*\*®の万隻用フリーダイヤル「サボ・ステ」 **0120-64-1022** 上田市材木町 2-1 2-1 (

## 上下水道

#### ■水道を使用したいとき、やめるとき

間☞上下水道局料金センター ☎22-1313

転入などで水道を使用したいとき、転出などで水道の 使用をやめるとき、または名義を変更したいときは手続 が必要です。

事前に料金センター☎22-1313へご連絡いただくか、 市ホームページからお申し込みください。開栓の際は手 数料1.000円が必要となります。

### ■上水道料金、下水道使用料

間☞上下水道局料金センター ☎22-1313

水道メーターの検針は、2か月に一度、地区により奇 数月か偶数月に行います。この検針結果に基づき、2か 月分の料金を検針の翌月に納めていただきます。お支払 いは便利な口座振替をお勧めします。

漏水の場合は漏水箇所により、料金の一部が減免にな る場合があります。

## ■水道の工事、トイレの水洗化をしたいとき

間☞上下水道局サービス課 ☎75-1092

水道工事をするときは、市指定給水装置工事事業者へ、 またトイレの水洗化工事をするときは、市下水道指定工 事店へお申し込みください。これらの指定工事店等の一 覧は、市ホームページで確認できます。

#### ■宅地内の水道・下水道の修理

間☞上下水道局サービス課 ☎75-1092

宅地内の漏水、凍結、蛇□等の破損、水洗トイレなど の排水のつまり、器具等が故障したときは、丁事を行っ た業者または前記の指定工事店等を確認のうえ、直接お 申し込みください。

※塩田地区・川西地区の一部の県営水道地域にお住まい の方の上水道のことに関しては、ヴェオリア・ジェネッ ツ㈱(県営水道業務受託会社☎29-0810 フリーダ イヤル0120-971-124) へお問い合わせください。 ただし、下水道のことに関しては上記のとおりです。

## し尿・合併浄化槽・家庭雑排水汚泥

間 ☞ 市役所生活環境課 ☎23-5120

◆各地域自治センター

☞丸子 市民サービス課 ☎42-1216

☞真田 市民サービス課 ☎72-0154

☞武石 市民サービス課 ☎85-2827

#### ■し尿のくみ取り

くみ取り式トイレを使用しているお宅は、収集の申し 込みを市の許可業者に直接連絡してください(市の許可 業者はお問い合わせください)。し尿くみ取り料金は、 収集業者に直接お支払いください。

#### 雑排水汚泥の収集、処理槽の清掃

家庭雑排水汚泥の収集、処理槽の清掃は、市の許可業 者に直接連絡してください(市の許可業者はお問い合わ せください)。雑排水汚泥収集料金は、業者に直接お支 払いください。

家庭雑排水汚泥処理槽の清掃は、おおむね3~4か月 に1回実施してください(処理する排水の汚れ度合いに より、清掃回数は変わってきます)。

## ■合併浄化槽を設置するとき、 使用を止めるとき

合併浄化槽を設置する場合、下水道への接続等により 使用を止めた場合、または名義を変更した場合は、市の 窓口へ届け出をお願いします。また、保守点検及び清掃 は適正に行ってください。なお、法定検査※の申し込み もお願いします。

※浄化槽法にて年1回の検査を義務付けています。平成 30年4月から検査項目に「生物化学的酸素要求量 (BOD)」を加えることとなり、より効率的で充実し た検査内容となります。

## ■くみ取りトイレから水洗トイレに 切り替えるとき

くみ取りトイレから水洗トイレ(下水道や合併浄化槽) に切り替えをするときは、必ず、し尿または家庭雑排水 汚泥のくみ取り及び不要となる処理槽の清掃を、し尿、 雑排水それぞれ、市の許可業者に直接連絡して実施して ください。

#### 広告

#### 上下水道·空調設備工事 P59 E-4

確かな技術・信頼・誇りミヤジマ"3&3"スピリット

## ■ ミヤジマ技研株式会社



-般·産業廃棄物収集運搬 ┪

P47 E-4

台所やお風呂から出る家庭雑排水収集のことなら

## 上田滑掃事業協同組合

臭い!排水口が詰まり気味!汚泥槽から汚水が溢れた!そんな時は直ぐにお電話を! 飲食店の厨房等から出る雑排水(産業廃棄物)の収集や浄化槽の汚泥収集、 トイレの汲み取りも承っております。

■ 上田市常磐城2223-8

## 建物の新築・増築・改築等

#### 問☞市役所建築指導課 ☎23-5430

#### 申請

都市計画区域内では、確認申請書の提出が必要です。 4m未満の道路に接している敷地は、道路後退が必要と なります。

都市計画区域外は、工事届を提出してください(用途、 規模、構造により確認申請が必要な場合があります)。

#### ■建物を解体するとき

解体工事を行う場合、一定規模以上の建物については、 建築基準法と建設リサイクル法に基づいて事前の届け出 が必要です。

## ■木造住宅の耐震診断と

#### 耐震改修工事等の補助について

地震の発生に備え、昭和56年5月31日以前に建築工 事に着手した木造住宅を対象に、無料の耐震診断及び耐 震改修工事等に要する費用について、一定の補助金を交 付します(詳しくは、お問い合せください)。

## ブロック塀等除去の補助

問☞市役所建築指導課 ☎23-5430

ブロック塀等の倒壊による通行人の被害を防止するた め、道路沿いの危険なブロック塀等の解体に対して補助 します(詳しくはお問い合わせください)。

## 市営住宅

- **間**☞市役所住宅課 ☎23-5176
- ◆各地域自治センター
  - ☞丸子 市民サービス課 ☎42-3287
  - ☞真田 市民サービス課 ☎72-0154
  - ☞武石 市民サービス課 ☎85-2312

募集は、年4回(6月、9月、12月、3月)行い、抽選 によって入居者を決めています。市営住宅の家賃は、入 居家族の所得の合計額等に応じて決められ、月末に口座 引落しされます。また、共益費、電気・ガス・水道料金、 自治会費等は、入居者の自己負担となります。

#### ■募集団地

募集する団地・居室は、募集時期に市広報及びホーム ページに掲載します。

#### ■入居者資格

次の要件をすべて満たしている方が、申し込みするこ とができます。

- ①申込者が上田市民であるか、または上田市内で働いて いる方
- ②持家がなく、住宅に困窮している方
- ③市税等の滞納がない方
- ④家族(婚約者も含む)で入居できる方(ただし、一定 の要件を満たせば、単身入居も可能です)
- ⑤申込者及び同居親族が暴力団員でないこと
- ⑥世帯の所得の合計が一定基準以下の方 詳しくは、お問い合わせください。

#### ■申込時に必要なもの

□市営住宅入居申込書他 添付書類の詳細はお問い合わせください。

## 墓地・霊園

- 問☞市役所生活環境課 ☎22-4140
- ◆各地域自治センター
  - ☞丸子 市民サービス課 ☎42-1216
  - ☞真田 市民サービス課 ☎72-0154
  - ☞武石 市民サービス課 ☎85-2312

#### ■墓地経営の手続き

墓地の新設、拡張、廃止など墓地の経営等には市長の 許可が必要です。事前にご相談ください。

#### ■市営霊園利用者の方へ

上田市霊園(諏訪形地籍)・塩尻霊園(下塩尻地籍)・ 上野霊園(上野地籍)・丸子霊園(上丸子地籍)・真田古 城霊園(長地籍)で碑石建立・改修工事や埋蔵、承継等 を行う場合は、必ず事前に所定の手続を行ってください。

## 動物の飼育

- 間☞市役所生活環境課 ☎22-4140
- ◆各地域自治センター
- ☞丸子 市民サービス課 ☎42-1216
- ☞真田 市民サービス課 ☎72-0154
- ☞武石 市民サービス課 ☎85-2312
- ■動物の飼育は、愛情とマナーをもって

#### 広告

## 解体工事

解体工事お任せください

# 有限会社アーク

木造・鉄骨・コンクリート構造物の解体工事他特殊解体工事 産業廃棄物の収集運搬も行っております。お気軽にご相談下さい。

- ■TEL:0268-23-6568 ■FAX:0268-24-3797
- ■産業廃棄物収集運搬業 長野県 2001043657/群馬県 01000043657 ■建設業 長野県知事(般-3)第21593号

畳のことなら

P68 B-5

## 井上製畳所

冬には暖かく、夏の暑さと湿気を抑えてくれる畳は、 季節ごとの気温や湿度の変化が激しい日本の気候には、 うってつけです。 畳のことなら、お気軽にご相談ください。

■上田市中央6-4-16

TEL:0268-24-0519

■定休日/日曜日



P39 E-4

飼育動物に関する理解を深め、正しく飼養することに より、人と動物が共存する潤い豊かな地域社会を築き、 動物愛護の意識を高めましょう。

#### ●犬を飼われている方へ

生後3か月(91日)以上の飼い犬は、生涯1回の登録 と年1回の狂犬病予防注射を受けることが狂犬病予防法 で義務付けられています。飼い犬を散歩させるときは、 リードを付け、必ず「ふん」を回収し、持ち帰りましょ う。飼い主や住所が変更になったなど、登録事項に変更 があったときは、届け出が必要となります。

#### ●犬が死亡した場合

飼っていた犬が死亡した場合は、市役所生活環境課ま たは各地域自治センターへ届け出が必要です。犬・猫等 のペットの火葬をご希望の方は、大星斎場(☎22-0983) または依田窪斎場(☎42-4851) へお問い合 わせください。

#### ●猫を飼われている方へ

伝染病などの感染の防止や、他人の土地を荒らしたり、 汚物等で汚したりしないため、屋内飼養に努めてくださ い。やむを得ず外で飼う場合は、不妊・去勢手術をし、 名札を付けて飼い主が誰であるかわかるようにしましょ う。野良猫にエサを与えている方は、単にエサをやるだ けではなく、トイレの世話、不妊・去勢手術の実施など 責任を持って管理してください。野良猫を地域住民の皆 さんで地域猫として適正に管理する方法もあります。地 域猫の取組み方法については、市役所生活環境課または 上田保健福祉事務所(☎25-7153) へお問い合わせく ださい。

## 防犯

- 問☞上田警察署 ☎22-0110
- 間☞生活環境課 ☎22-4140
- 間☞上田市消費生活センター ☎75-2535

### ■特殊詐欺の被害に遭わないために!

- ●「ひとごとじゃない!」という危機感を持ちましょう。
- ●「家族の間で、合い言葉を決めておく」などの対策を 必ず講じましょう。
- ●□座番号や暗証番号を「教えない」、現金やキャッシュ カードを「渡さない」ようにしましょう。
- ●犯人と直接会話をしないようにするため、自宅の電話 を常に留守番電話に設定し、メッセージを残さない人 の「電話には出ない」対策をとりましょう。

#### 広告

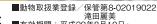
#### ペット美容室・ペットホテル P40 B-2

シッポをふってまた来たくなる美容室を目指して!

## ポチとタマ

安心して可愛いペットを預けることが出来るアットホー ムなペット美容室・ペットホテル(個室あり)です。 動物愛護の観点から生体販売を行いません。 上田市の民間動物愛護団体の支援を行っています。

■上田市中央東1-12 TEL:0268-27-2745 ■動物収扱乗登録/除官第6-020 清田麗美 〒REL:0268-27-2745 ■有効期間:平成29年8月10日~ 平成34年8月9日迄



■営業時間/8:30~18:00 ■定休日/年中無休 ■URL:http://www.pochitama.jp

## 消費生活相談等

■消費生活の相談は、上田市消費生活センターへ

間☞上田市消費生活センター ☎75-2535 (直通) 上田市大手一丁目11番16号 上田市役所本庁2階

上田市消費生活センターは、上田市が運営する、消費 者のための相談業務を行う機関です。消費者が商品を購 入したりサービスを利用した際に事業者との間で生じる トラブルについての相談と啓発を行っています。

●相談時間:9時~12時、13時~16時 土・日曜日、祝日及び年末年始(12月29日~1月3日) はお休みとなります。

#### ●時間外の相談

16時以降または土・日曜日や祝日は、電話番号(局 番なし)188(消費者ホットライン)にご相談ください (平日17時まで。土・日・祝日は10時~16時まで)。

#### どんなことを相談できるの?

- ①商品やサービスの契約に関するトラブルの相談
- ②消費生活に関する疑問、問い合わせ
- ③製品事故など生活に関わる安全・安心に関すること
- ④助言…問題解決に導くアドバイスをし、消費者本人が 交渉するための支援をします。
- ⑤あっせん…高齢であるなど、消費者自身が事業者と話 し合って解決することが難しい場合に、消費者と事業 者の話し合いによる解決のための支援を行います。
- ⑥情報提供…消費者からの問い合わせに対して可能な範 囲での情報を提供します。専門家の支援が必要な場合 は、適切な機関を紹介します。

#### ■多重債務のお悩みは早めにご相談ください。

多重債務とは複数の金融業者から自分の支払い能力を 超えたお金を借りて、返済ができなくなることです。お 金を借りるとき、またはクレジットカードでの買い物を するときは、金利、手数料、毎回の支払額、支払総額を 必ず確認しましょう。多重債務問題は身近に起きる問題 です。まずは、ご相談ください。

#### ●多重債務無料相談窓口

- ・日本司法支援センター法テラス ☎0570-07-8374
- ・関東財務局長野財務事務所 多重債務者向け無料相談 窓口 ☎026-234-2970 (直通)

相談時間:8時30分~12時、13時~16時30分 ・長野県弁護士会・クレサラ無料法律相談 要予約

相談時間:毎週金曜日 15時~17時

相談場所:各法律事務所

**予約受付**:上田在住会事務局 **☎**0268-27-6049

月~金曜日 9時30分~17時